

岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第74号

岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年岩手県規則第93号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(農商工等連携促進法の特例)</p> <p>第20条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）<u>第12条第1項</u>の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用については、第2条第2項中「林業従事者等」とあるのは「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）<u>第12条第1項</u>に規定する認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）又は同項に規定する構成員が同法第4条第2項第2号ロに規定する措置を行う場合（以下「農商工等連携促進法の措置を行う場合」という。）における認定中小企業者」と、第3条第1項中「1 林業従事者等」とあるのは「農商工等連携促進法の措置を行う場合における1 認定中小企業者」と、第4条第4項中「前項」とあるのは「第20条第3項」とする。</p> <p>2 農商工等連携促進法<u>第12条第2項</u>の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用については、第3条第2項中「10年以内（3年以内の据置期間を含む。）」とあるのは「12年以内（5年以内の据置期間を含む。）」と、第4条第1項中「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書」とあるのは「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第1項の規定に基づく認定を受けた同項に規定する農商工等連携事業計画」とする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(農商工等連携促進法の特例)</p> <p>第20条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）<u>第13条第1項</u>の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用については、第2条第2項中「林業従事者等」とあるのは「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）<u>第13条第1項</u>に規定する認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）又は同項に規定する構成員が同法第4条第2項第2号ロに規定する措置を行う場合（以下「農商工等連携促進法の措置を行う場合」という。）における認定中小企業者」と、第3条第1項中「1 林業従事者等」とあるのは「農商工等連携促進法の措置を行う場合における1 認定中小企業者」と、第4条第4項中「前項」とあるのは「第20条第3項」とする。</p> <p>2 農商工等連携促進法<u>第13条第2項</u>の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用については、第3条第2項中「10年以内（3年以内の据置期間を含む。）」とあるのは「12年以内（5年以内の据置期間を含む。）」と、第4条第1項中「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書」とあるのは「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第1項の規定に基づく認定を受けた同項に規定する農商工等連携事業計画」とする。</p> <p>3 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。